

市庁舎2階厨房機器改修修繕 仕様書

- 1 件名 市庁舎2階厨房機器改修修繕
- 2 履行場所 久留米市城南町15-3
- 3 履行期間 契約の翌日から 令和6年3月31日まで
- 4 修繕内容 市庁舎2階の厨房機器の改修を行うもの。
 - ・プレハブ冷蔵庫、ラック、ガステーブル、テーブル形冷凍冷蔵庫、電気コンロ、ラックコンベア洗浄機、ガスブースター、クリーンテーブル機器の導入・据付
 - ・産業廃棄物処理
 - ・プレハブ冷蔵庫、ガステーブル、ラックコンベア洗浄機、ガスブースター、クリーンテーブルについては、特記仕様書参照
 - ・修繕の場所、機器の参考形式は別添図面参照
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - ・作業日時は、市担当者との打ち合わせの上、決定すること。
(平日は厨房が稼働するため、土曜日、日曜日、祝日で行う)
 - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
 - ・修繕に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- 6 その他 【暴力団排除に関する事項】

受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。